

## 静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 静岡市は、市内企業の生産性の向上や競争力の強化を促進し、もって地域経済の活性化を図るため、革新的な技術やビジネスモデルを有するスタートアップと市内企業との協業による新規事業の創出や経営課題の解決を支援することを目的として静岡市が実施するプログラム（以下「プログラム」という。）に参加し、スタートアップとの協業による実証事業を実施する市内企業に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) スタートアップ 次のいずれかに該当する法人をいう。

ア 設立後間もない法人で、革新的なアイデア、技術、ビジネスモデルを有し、短期間で急成長又は社会課題解決と持続可能な経済的成長の両立を目指して取り組むもの。

イ 既に事業を営んでいる法人で、自らの経営資源を活かした革新的なアイデア、技術、ビジネスモデルを用いて、事業の更なる成長や社会課題の解決などに取り組むもの。

(2) 市内企業 静岡市内に本社又は事業所を置く企業をいう。

(3) 戦略産業 第5次静岡市総合計画において、地域の強みや資源を活かし、本市の経済成長の中核となる役割を果たす産業として定める産業であって、製造業、海洋産業、食品・ウェルネス産業、模型産業、クリエイティブ産業、物流産業、グリーン産業、観光産業をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、プログラムに参加する市内企業の内、スタートアップとの協業による実証事業を実施する者（以下、「補助対象者」という。）とする。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、補助対象者がプログラムにおいて実施する実証事業であって、市長が必要があると認めるものとする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費及び備品購入費で市長が認めるものとし、消費税及び地方消費税の額を除

いた経費とする。また、国又は地方公共団体等から補助金等の交付を受けるときは、その交付を受ける金額に相当する額は、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額とする。）とし、250万円を限度とする。ただし、補助対象者が戦略産業に該当する業種を営む法人である場合は、補助対象経費の3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数が生じる場合にあっては、これを切り捨てた額とする。）とし、340万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしない。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、規則第6条第1号から第3号までに定めるもののほか、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (2) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても

善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(4) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、5年間）保管しなければならないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項を遵守すること。

（変更、中止の承認申請）

第10条 第8条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、やむを得ない事情等により補助事業を変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添付の上市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書

(2) 変更収支予算書

（変更、中止の承認）

第11条 市長は、前条の規定により承認の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきと認めたときは、事業変更（中止）承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了したとき（補助事業の中止の承認を得た場合を含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通

知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第15条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助事業者が前項の規定により概算払を請求するときは、補助金概算払請求書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

3 概算払により交付した補助金の額と第13条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から適用する。

様式第1号（第7条関係）

静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

申請者	住所	〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
	氏名	
	電話番号	

補助金の交付を受けたいので、静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の名称

2 交付申請額 円

3 総務省が定める産業分類表（日本標準産業分類）の大分類項目、中分類項目及び小分類項目で該当する業種

（1）大分類項目：

（2）中分類項目：

（3）小分類項目：

4 添付書類

（1）事業計画書

（2）収支予算書

（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

(1)次に掲げる記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助事業の目的又は内容

イ 補助事業の事業計画又は収入支出の予算

ウ 交付を受けようとする補助金の額の算出の基礎

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分すること

により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、5年間）保管しなければならないこと。
- (8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔 法人にあつては、その 主たる事務所の所在地 法人にあつては、その 名称及び代表者の氏名 〕
申請者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業の変更（中止・廃止）について、承認を受けたいので、静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更（中止）の内容
- 2 変更（中止）の理由

様式第4号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止）については、静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり承認したので、通知します。

承認の内容

様式第5号（第12条関係）

静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金事業実績報告書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 〕
報告者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費に係る領収書等の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第6号（第13条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付確定通知書

年 月 日付け 第 号により決定した補助金の交付について確定したので、  
静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱第13条の規定により、  
次のとおり通知します。

1 交付決定額 円

2 交付確定額 円

様式第7号（第14条関係）

請求書

年 月 日

（宛先）静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
請求者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により交付の確定を受けた補助金について、静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協  
支店・支所  
口座番号 普通・当座 No.  
口座名義

様式第8号（第15条関係）

静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	住所	〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕
請求者	氏名	
	電話番号	

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた補助金の概算払を受けたいので、静岡市市内企業イノベーション創出支援実証事業推進費補助金交付要綱第15条の規定により、次のとおり関係書類を添えて請求します。

1 事業の名称

2 交付決定額 円

3 補助金の概算払を受けようとする理由

4 振込口座 金融機関 銀行・信用金庫・農協  
支店・支所  
口座番号 普通・当座 No..  
口座名